

砂子沢生活改善センター移転新築事業設計・施工者選定 公募型プロポーザルに係る質問及び意見に対する回答

No.	資料名等	タイトル	頁	数	(数)	数	カ	(カ)	内容	回答	備考
1	公告 実施要領	配置技術者の資格要件	4 4	2 3	(4) (4)		イ イ	(ア) (ア)	・配置技術者の資格要件である主任技術者などについて、この主任技術者は工事の配置でしょうか、7千万円以下の工事なので二級建築施工管理技士でも良いでしょうか。	ご推察のとおり、二級建築施工管理技士の配置でも可能です。	質問書
2	実施要領	上限提案価格	2	2	(4)		イ		・提案価格につきまして、新センター新築に係る工事費用の上限の記載がありますが、施工業務全体との差額（330万円）については解体費用（旧センター、プール共）と考えてよろしいでしょうか。	差額3,300千円は、旧センター解体工事に係る費用となります。	質問書
3	実施要領	上限提案価格	2	2	(4)		イ		・提案価格につきまして、設計・施工・監理業務の合計価格を満たしていれば、各業務の内訳費用を超える提案は可能でしょうか。	提案価格については、次の各業務に設定した上限額を超えない範囲でのご提案をお願いします。 ア 設計業務 6,000千円（消費税及び地方消費税含む。） うち新センター新築に係る設計費用は、4,200千円を上限とする。 イ 施工業務 42,800千円（消費税及び地方消費税含む。） うち新センター新築に係る工事費用は、39,500千円を上限とする。 ウ 工事監理業務 2,200千円（消費税及び地方消費税含む。）	質問書
4	実施要領	費用の負担	2	2	(5)		ア		・計画通知申請、完了申請に伴う手数料について、実施要項2頁において申請手数料は委託料に含むと記載しているが、市役所による減免申請を適用するのではなく、受注者負担という解釈でよいか。	計画通知、完了申請に伴う手数料は減免いたします。修正させていただきます。	質問書
5	実施要領	参加資格	2～3	3	(3)		イ	(ア)	・建築関係コンサルタント業務甲の者とあり、様式3の一級建築士又は二級建築士事務所登録とあるのですが、一級建築士事務所登録（建築コンサルタント業務甲ではない）のみでは参加資格要件を満たしていないと解釈してよろしいか。	ご推察のとおり、一級建築士又は二級建築士事務所登録と建築関係コンサルタント甲の両方の要件が参加資格要件となります。	質問書

No.	資料名等	タイトル	頁	数	(数)	数	か	(か)	内容	回答	備考
6	実施要領	設計業務及び工事監理業務の参加資格要件	2~3	3	(3)		イ	(ア) (イ)	・(ア)建築関係コンサルタント業務甲の者、 (イ)木造建築物の実施設計を行った実績を有することとあるが、両方の要件を満たすことが必要でしょうか。	ご推察のとおり、(ア)と(イ)両方の要件を満たすことが必要です。	質問書
7	実施要領 要求水準書	リスク分担(自然条件・支持地盤) 新センター建設に関する事項(建築計画の要求水準・性能)	10 4	1	(3)		ア		・実施要領P10別記リスク分担表において、支持地盤の地質調査の結果、特殊基礎が必要となった場合、分担先は発注者となっております。要求水準書P4(3)新センター建設に関する事項の性能において、地耐力に応じた基礎とし必要に応じ地盤改良などを行うとありますが、地盤改良が必要になった場合の分担先は発注者・受注者、どちらのリスク分担先となりますでしょうか。  ・新センター建設予定地のプール解体部において地質調査の結果、地盤改良などの必要があると判断された場合の工事費については別途市との協議と考えてよろしいでしょうか。	木造平屋建に必要となる地耐力を確保する程度の柱状改良、地盤改良及び杭工事は、受注者負担を想定しています。	質問書
8	要求水準書	業務の範囲(設計業務)	1	2	(1)				・敷地内および前面道路等の現状の地盤レベルをお示しください。	国土地理院地図によると、敷地内の標高は382.1m、前面道路地盤の標高(出入口付近)は380.4mとなっております。	質問書
9	要求水準書	業務の範囲(設計業務)	1	2	(1)				・市街化調整区域における都市計画法許可申請について、盛岡市物件であることから、都市計画法による許可申請は不要と考えてよいのか。	ご推察のとおり、都市計画法に係る開発許可申請は不要です。	質問書

No.	資料名等	タイトル	頁	数	(数)	数	か	(か)	内容	回答	備考
10	要求水準書	建設施設（新センター）の概要	2	3	(1)		ア		<ul style="list-style-type: none"> <li>・用地、敷地分割は受注者側で配置計画に基づき任意に設定できますでしょうか。隣地境界設定の制約はありますか。</li> <li>・敷地分割ラインについて、仮定で想定したラインとしてよろしいでしょうか。</li> </ul>	<p>【資料】配置案を添付しました。敷地境界線は一例を示したものであり、任意の設定が可能です。また、隣地境界設定の制約はありませんが、どちらの敷地も県道から容易に出入りが可能な敷地設定での提案をお願いします。なお、既存建物（外部便所、旧教員住宅及び旧砂子沢小学校に係る建築物）は、学校側の敷地に設定してください。</p>	質問書
11	要求水準書	新センター建設に関する事項（施設配置）	4	1	(3)		ア		<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設配置だが、プール跡地に新センター（施設）を建設しようとする、架線に干渉するため、電柱を移動しなければならないのではないか。</li> <li>・新センター建設予定地の上部に電線が通っておりますが、移設などについては市が行うと考えてよろしいでしょうか。</li> </ul>	<p>【資料】配置案を添付しました。敷地境界線と同様に新センターの配置についても一例を示したものです。新センターの配置については、プール、付属棟等を解体の上、概ね別添追加資料の範囲内で、No10の敷地設定も含め幅広くご検討ください。このため、現時点では架線等の移設は想定していませんので、移設の必要のない計画を提案願います。なお、配置計画に伴い、プール底板などの新センター新築の支障とならない構造物については、記録を残し、かつ、プール底板に水抜き用穴を施工するなどの水処理対策を行い解体しないこととする等の提案を可とします。</p>	現地説明会
12	要求水準書	新センター建設に関する事項（トイレ）	4～5	1	(3)		イ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレの車イス仕様について、男女トイレ共、大便器ブース内に車イスが入れるようにする（車イス仕様が計2箇所）と解釈してよいか。</li> </ul>	<p>最低限の水準として、男女共用トイレ一室に小便器と大便器（車イス仕様）を、各1基は設置することを想定していますが、ご提案の内容を妨げるものではありません。</p>	質問書
13	要求水準書	新センター建設に関する事項（トイレ）	4～5	1	(3)		イ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー対応として多機能便房およびオストメイト対応についての考え方をお示してください。（簡易水洗対応の機器選定が必要と考えられます。）</li> </ul>	<p>現時点での利用形態からは、多機能便房及びオストメイト対応は想定しておりませんが、将来的な利用を想定し、維持管理や更新などの容易さを兼ね備えたものであれば、提案をお願いします。</p>	質問書
14	要求水準書	新センター建設に関する事項（設備などの要求水準・給排水設備）	6	1	(3)		ウ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・さく井工事のポイントは決まっていますでしょうか。水質検査の結果不適となった場合、ろ過機、滅菌機などの設備のリスク分担先はどちらになるのでしょうか。</li> </ul>	<p>ポイントは決まっておりません。また、ろ過機、滅菌機などの設備のリスク分担は受注者になります。</p>	質問書

No.	資料名等	タイトル	頁	数	(数)	③数	か	(か)	内容	回答	備考
15	要求水準書	新センター建設に関する事項（設備などの要求水準・給排水設備）	6	1	(3)		ウ		・井戸に関しまして、建設予定地周辺での水質データなど参考資料がありましたらご提示をお願いします。	今夏、井戸整備工事着手地がございますので、完了し次第ご提示いたします。	質問書
16	要求水準書	旧センターなど解体工事	10～11	4	(1)		イ		・プールの解体について、プールの底板は解体しないことよろしいでしょうか。	No11を参照願います。	質問書
17	要求水準書	旧センターなど解体工事	10～11	4	(1)				・旧小学校プールの外部便所の解体の有無について、要求水準書11頁では解体しないとあるが、基本構想6頁では解体となっているがいずれか。解体となった場合、便槽の汲み取りは無しと考えてよいか。 (現地説明時には解体しないという説明であったが、計画上支障になるのでは。)	地元住民の希望により、旧小学校校庭の草刈り作業等で外部便所を活用するため、解体しないこととなりましたが、旧センターの解体時の便槽汲み取りと併せて、外部便所の便槽の汲み取りをお願いします。	質問書
18	要求水準書	施設の機能及び性能など（施設配置） 旧センターなど解体工事	4 10～11	1 4	(3) (1)		ア		・樹木の伐採について、現状樹木の位置関係及び伐採範囲を指示されたい。  ・残すシダレカツラはこの1本で、他の樹木については伐採しても差し支えないでしょうか。	<新センター> 新センター敷地内の樹木は全て伐採することを想定しています。旧砂子沢小学校の敷地内については伐採の必要はありません。（旧教員住宅脇の枝垂れカツラなど） ※ 薪として活用可能な大木は、1m幅にカットし工事の妨げにならない一箇所に集積してください。なお、小枝は活用できないため処分をお願いします。  <旧センター> 全て伐採としますが、地盤維持のため伐根の必要はありません。 ※ 薪として活用可能な大木は、1m幅にカットし工事の妨げにならない一箇所に集積してください。なお、小枝は活用できないため処分をお願いします。	質問書

No.	資料名等	タイトル	頁	数	(数)	数	か	(か)	内容	回答	備考
19	要求水準書	施設の機能及び性能など（施設配置） 旧センターなど解体工事	4 10～11	1 4	(3) (1)		ア		・解体に伴う木の伐採につきまして、発生木材の処分費用は全て見込まないと考えてよろしいでしょうか。	木の伐採により発生しました木材の処分費用は、施工業務に含むものとします。	質問書
20	要求水準書	旧センターなど解体工事	11	4	(1)		ア		・旧砂子沢生活改善センター解体撤去において道路を超えた場所にある圧力ポンプNo1も撤去に含まれるのでしょうか。	圧力ポンプNo.1を含む給排水に係る施設は、全て撤去をお願いします。	質問書
21	要求水準書	旧センターなど解体工事	10～11	4	(1)				・根田茂川から水を汲み上げるポンプ（構造物）の横にあるマスは、合わせて解体するの か。	上記No.20同様、どちらも解体をお願いします。	現地説明会
22	要求水準書	旧センターなど解体工事	10～11	4	(1)				・旧センターに残る備品は、すべて処分して よいか。	旧センターのほとんどの備品は、新センターが完成し次第、市と地元住民で引越 越し、再利用を想定しています。	現地説明会
23	審査基準	受注者の選定方法	1	2	(3)				・評価委員の人数や構成、所属等は公表しな いのか。	公表する予定はございません。	質問書

No.	資料名等	タイトル	頁	数	(数)	(数)	か	(か)	内容	回答	備考
24	審査基準	提案審査	4	5	(1)		ア	(ア)	・最も低い提案額の評価が高いとあるが、評価基準は提案する金額の大小幅による評価になるのか、各社提案額の順位による評価となるかの採点基準についてお示してください。	評価基準は、提案する金額の大小幅による評価になります。	質問書
25	審査基準	提案審査	4	5	(1)				・プレゼンテーションは、PCを用いたスライド等の使用が可能な形式か。また、PCの操作が伴う場合、出席者の3名の他にPC操作の担当者を帯同することは可能か否かご指示下さい。	プレゼンテーションの際のパワーポイントの使用及び操作する方の同行は可能です。 パワーポイント使用に係る、スクリーン、プロジェクター、ケーブル及びパソコンは当方で準備しますが、試上映の必要があるため、プレゼンテーションの実施日の前日正午までに直接農政課までデータの提出をお願いします。 なお、プレゼンテーションは7月7日に実施します。時間などの詳細は、参加資格審査合格者に対し、後日お知らせします。	質問書
26	提出書類作成要領（様式集）	提出書類様式集（提案書関係）	2						・技術提案書についての枚数制限や用紙サイズ（A4、A3）の混在についてご指示ください。	技術提案書類の枚数制限は設けておりませんが、原則としてA4版を縦使いとして、左側綴じとするようお願いいたします。また、図面などにおいてA3版を用いる場合は、横使いとしてA4版にして綴じ込んでください。	質問書
27	提出書類作成要領（様式集）	提出書類様式集（提案書関係）	2						・審査委員に配布される提案書はカラーコピーを用いるものと考えてよろしいでしょうか。	白黒表示以外の頁はカラー印刷をお願いします。	質問書
28	提出書類作成要領（様式集）	様式4	6						・最下段に「※ 設計実績を証する書類として契約書の写しを添付すること。」とあるが、契約書一式の写しを提出することによろしいでしょうか。	発注者、受注者、契約日、契約印、構造及び様式4の記載事項（延べ面積、契約金額等）がわかる頁の写しのみの添付で構いません。	質問書

No.	資料名等	タイトル	頁	数	(数)	数	か	(か)	内容	回答	備考
29	提出書類作成要領 (様式集)	様式5	7						・最下段の※「工事成績表定点」市が発注した建築一式工事の工事成績表定点を記入すること。(対象5年間、平成27年度から令和元年度の期間)とあるが、市が発注した建築一式工事とは、木造建築物でなくても良いと解釈して、「木造建築物新築工事等施工実績一覧表」に記入してもよろしいか。	建設予定建物は木造平屋建てを想定しているため、木造建築物新築工事をご記入下さい。	質問書
30	基本構想	新築の概要 (その他)	6	5	(1)				・旧門扉の活用とあるが、現状においては門柱のみで門扉は存在していないように思われる。既存の場所を指示されたい。	現在は、門柱2箇所間に仮設チェーンを張った簡易的な門扉を入りに設置してあります。 地元の要望で、敷地内への不審車両の侵入を防ぐ必要があることから、撤去しない門柱2箇所を活用した施錠設備などの提案をお願いします。	質問書
31	基本構想	新築の概要 (その他)	6	5	(1)				・新たに看板を設置するとあるが、建物に設ける館銘板と考えてよいか。	上記30にもあるとおり、門柱を旧砂子沢小学校のまま残すこととなるため、初めて訪れる方にもわかりやすいよう、看板は、県道からわかるものと建物に設けるものの2箇所に設置することが望ましいと想定しています。	質問書
32	その他	施設運用等について							・本計画施設新築後、旧砂子沢小学校の建物施設の活用計画や新施設との連携利用について計画や想定があればお示しください。	現時点では、新センター完成後の旧砂子沢小学校の建物の活用計画は想定しておらず、解体を予定しております。 敷地利用としては、過去に、ドクターヘリが付近に離着陸できる広いスペースがないという理由で、旧砂子沢小学校校庭を利用したことがあります。 今後も同様なことが想定されるため、広いスペースを確保しておく必要があることから、地元の方には新センター完成後の草刈り等を依頼し了承を得ております。	質問書
33	その他	施設利用について							・物置、便所等は屋外からの利用を見込まないものと考えてよろしいでしょうか。	ご推察のとおり、屋内のみでの使用を想定しています。	質問書

No.	資料名等	タイトル	頁	数	(数)	⑧数	か	(か)	内容	回答	備考
34	その他	施設利用について							<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧小学校への道路よりの敷地への乗り入れ道路スロープが老朽化しているように見えますが、工事終了後の復旧はどの程度考慮すればよろしいでしょうか。</li> <li>・車いす利用者の来訪はすべて自動車によるものとして外構を計画するものとしてよろしいでしょうか。</li> </ul>	敷地への来訪は、自動車や電動カートなどでの乗り入れも想定していることから、乗り入れ道路スロープを含め、快適かつ安全に新センターへ出入りできるような外構の提案をお願いします。	質問書